

【基本方針】

- 1 滝合小学校は、児童の生命にかかわる災害、事故・事件、学校全体にかかわる事件・事故などの危機に備えて、危機管理マニュアルを策定した。
- 2 滝合小学校は、この危機管理マニュアルを基にした教職員の研修・児童の避難訓練などを実施し、教職員の危機管理能力・対応力を高めるとともに児童の危険予測・回避能力を養う。
- 3 滝合小学校は、災害に備えるために地域と連携した「避難所運営マニュアル」を策定し、自治会等と協力して合同防災訓練を行う。（地域が主導であり、学校は児童の安全管理と学校再開の取組が第一である。）
- 4 滝合小学校は、災害や事件・事故が発生したときに、児童の精神的なダメージを最小限に食い止めるため、「心のケアプログラム」【災害・事件・事故編】を策定し、研修会等を通して教職員の対応能力を高める。
- 5 滝合小学校は、指示・命令系統を明確にし、日野市教育委員会に報告・相談の上、校長の指示・判断を円滑に伝達できるようにする。【校長⇄副校長⇄主幹教諭・教諭・事務主任・栄養士・用務主事】
- 6 滝合小学校は、校内委員会（危機管理委員会 兼務）を中心に組織として困難に立ち向かい、学校の正常化・再開を目指していく。【校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・コーディネーター・養護教諭】（必要に応じて担任又は委員長の校長が指名した教職員）
- 7 滝合小学校は、常に「迅速」「丁寧」「誠意」をモットーに取り組んでいく。
- 8 滝合小学校は、全教育活動を通して安全教育に取り組む。